

第3次三重県動物愛護管理推進計画(中間案)に対する意見募集結果

- 1 実施期間 令和2年12月22日(火)～令和3年1月21日(木)
 2 寄せられたご意見・ご提案の件数 33件(7名)
 3 ご意見・ご提案の内容と対応

	章・分類	意見等の概要	意見等に対する考え方
1	全般	<p>全般 県とボランティアの連携の強化が必要となるが、考え方が異なるボランティアからどのように協力を仰いでいくかが重要であると考えます。迷子になった際の届け出ですが、届け出をする先(管轄の保健所、警察など)がわかりにくく、窓口を一つとし、行政、地域で情報共有できるようにしなければならないと思います。譲渡事業については、高齢犬猫や持病持ちの犬猫を家族に迎える不安を解消するための啓発活動が必要であると思います。</p>	<p>①動物に対する考え方は多様であるため、「10年後のめざすべき姿」に記載のとおり、さまざまな主体の相互理解のもと、動物愛護管理の推進をめざしてまいります。 ②迷子になった動物の取扱いに関し、所管する法律が異なるため窓口を一元化することは困難ですが、窓口となる関係機関の情報共有をより一層徹底してまいります。 ③犬猫の譲渡に関し、トライアル制度(本当に最後まで飼育できるか考えていただくため、実際にご自宅に連れて帰り、一時飼育していただく制度)や、譲渡後のフォローアップを行っています。譲渡動物の疾病情報等をより一層丁寧に説明する等、引き続き不安解消に努めてまいります。</p>
2	第3章 目標と具体的な取組内容 取組7 実験動物、産業動物などの適正な取扱いの推進	<p>3Rの原則を平成26年から43回も説明されていますが、犠牲になる動物を減らすよう3Rが守られているが、それぞれの習性に配慮されているか。調査・監督・指導が必要。説明しただけで改善するとは考え難い。産業動物の動物取扱業者にアニマルウェルフェアを普及啓発するだけ？動物達が飼育されている環境を調査・監督・指導する必要がある。啓発で改めるとは到底考えられない。人間が動物を利用、侵害していることについて必要性やら感謝やら、愛護にすり替えて自己弁護するのではなく、私たちの生活習慣の見直しで犠牲になる動物を減らすことを考えていく。そのような教育が子供にはなく、大人に必要。</p>	<p>①国の策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」といいます。)」において、実験動物を取り扱う者を動物取扱業者に追加すること等の検討を行うことが明記されていますので、県としては、国の動向をふまえた対応を検討する予定です。②また、産業動物の取扱いについては、県農林水産部と連携し、その適正化をめざしてまいります。③基本指針では、「人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在であるので、動物の命に対する感謝や畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせない」と明記しています。基本指針に基づく本計画においては、この考えをふまえ、子どもだけではなく、幅広い年齢層の方に対して啓発を行っていきます。</p>
3	第3章 目標と具体的な取組内容 取組1 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進 ウ 県の取り組み ②返還率向上の取組	<p>犬・猫全頭インターネットを公示し、返還に努めること。訴えられそうな引き取りをしなれば良いだけ。更なる検討は不要。収容した犬・猫の抑留に期限を設ける必要はない。譲渡ができなければ県が終生飼育すること。</p>	<p>①所有者への返還を目的としたインターネット公示は、現在犬のみ実施しており、地域に長期間定着している野犬等明らかに所有者がいないと判断できる場合に限り、その対象から除外している状況です。一方、所有者の判明しない猫のインターネット公示は、収容数が多い等の理由から実施していませんが、飼い主のいない猫の減少に向けた取組等が進み、保健所に収容される猫が減少傾向であるため、既に制度を導入している自治体の事例を参考に、本計画期間中にその導入をめざしてまいります。②犬・猫の抑留期限の設定は、通常公示期間の満了日の翌日となりますが、譲渡が可能な個体についてはこの期限が超過後も引き続き飼養管理を行ってまいります。しかし、基本指針に示す「譲渡することが適切ではない」場合には、終生飼育を求めることは難しく、また県で所有することも困難ですので、このような個体が保健所に収容されないよう、動物愛護管理の普及啓発を進めてまいります。</p>
4	第3章 目標と具体的な取組内容 取組1 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進 ウ 県の取り組み ③犬・猫の譲渡の取組	<p>譲渡後の追跡調査がほとんど進んでおらず、評価対象のデータが無い。適正かつ客観的に評価して改善されるよう追跡調査が必要。しかし近年は追跡調査が進んでいないので、忖度のない外部に委託することも検討した方がよい。</p>	<p>あすまいる設立後、譲渡した犬の飼い主を対象に犬のしつけ方教室を開催する等、新しい飼い主向けにフォローアップの機会を設けているところです。また、譲渡後の追跡調査は、関係団体に委託していますが、譲渡数が増加したことに伴い追跡調査実施数も増加している状況ですので、より効果的で効率的な追跡調査を行うための方策を引き続き検討してまいります。</p>

	章・分類	意見等の概要	意見等に対する考え方
5	第3章 目標と具体的な取組内容 取組1 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進 ウ 県の取り組み ④収容動物の適正管理	やむを得ない場合などない。県が最期まで愛情を持って飼育すること。	No.3のご意見に対する回答のとおりです。
6	第3章 目標と具体的な取組内容 取組1 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進 エ 他の主体取組の役割 ④関係機関	学校などの教育機関で飼育されているウサギに不妊手術がされていない。休日があり、飼育者が常に変動する学校はウサギやニワトリなどの動物を適正飼育できる環境ではない。不妊手術を徹底し、学校飼育を廃止していくこと。	教育委員会や公益社団法人三重県獣医師会(以下「獣医師会」といいます。)と連携し、飼育動物に対する適正飼養について、必要に応じ専門的な助言をしていくことを検討していきます。なお、県では獣医師会とともに学校飼育動物に関する講習会を開催しており、この取組については継続して実施していきます。
7	第3章 目標と具体的な取組内容 取組2 災害対策と危機管理対応 エ 他の取組主体の役割 ⑥市町(保健所設置市の四日市市を含む)	・市民には「同行避難を想定した上で防災対策を」と呼び掛けて目標値を設定しているが、市町には同行避難の受入体制について「検討するよう努めて」と遠慮しすぎ。市町には同行避難を受入れる役割があるので、目標は市町の同行避難の受入体制の整備割合とした方がよい。	第2次動物愛護管理推進計画に基づき災害時の拠点施設となる「あすまいる」を開所するなど施設整備を行うとともに、発災時における動物愛護救護活動等を目的とした、市町と獣医師会との協定締結に関する支援を行い、一定の成果が得られたところです。第3次動物愛護管理推進計画(以下「第3次計画」)ではペットの飼い主自身が平時から備えるべき災害時対策を充実させる必要があると考え、このような目標項目と目標値を設定しました なお、ご指摘のように市町の同行避難の受入体制の整備の重要性について認識していますので、頂いた意見については市町と情報共有を図るとともに、今後の施策への反映を検討してまいります。
8	第3章 目標と具体的な取組内容 取組5 周辺生活環境の保全と動物による危害防止 ウ 県の取組、エ 他の取組主体の役割 ①県民及び②動物愛護推進員	タイトルの「迷惑防止」は無理。迷惑と思われることは、猫の習性。自然現象と同じく受け入れるよう啓発しなければ、永久に苦情はなくなる。ウ:これでは猫を駆除する取組だと受け取られます。猫との共生を揚げなければ、猫駆除の支援をしていることになります。エ①:外にいる猫の「管理」は無理。無理な要求はしないこと。(提案)・飼い主のいない猫がいる場合、地域住民が給餌者と協力して、繁殖制限、給餌・給水、排せつ物の処理などを行い、周辺的生活環境の配慮に努め、猫との共生社会をつくります。②:動物愛護推進員が誰なのか、連絡先も何も知らされていない。随時相談できるよう地域住民に公表すること。	①猫の習性より周辺的生活環境が損なわれている事態を迷惑と考えるかどうかは、価値観等のあり方に深く関わるところですが、基本指針に記載のあるとおり、本県においても多くの相談や苦情が寄せられています。危害及び迷惑問題防止の観点から、ふまえ、なおかつ、苦情を減少させていくため、飼い主のいない猫の取組について理解を深める啓発を行ってまいります。②本計画における用語説明の項において、「駆除の支援」との誤解を招かないよう「飼い主のいない猫の減少に向けた取組」の解説を行います。③本県では猫とも共生できる社会づくりをめざしていますが、この問題は感情的対立を誘発しやすい性格を有していますので、迷惑を感じている近隣住民等に対しても、十分な配慮が必要であると考えています。④動物愛護推進員の公表については、他の自治体の対応状況や本人の同意を得る等、慎重な対応を要するため、現在のところ対応困難と考えています。
9	第3章 目標と具体的な取組内容 取組6 所有者明示の推進 ウ 県の取組	行政がマイクロチップを装着していない犬猫を殺処分しやすくなる。マイクロチップは推進する必要なし	令和元年度の「動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」といいます。)」の改正により、販売される犬又は猫へのマイクロチップの装着、所有者情報の登録等の義務化が課されたこと、また、基本指針において、義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップを始めとする所有者明示の必要性に関して啓発を推進することが求められていることから、本県としましては、マイクロチップの装着の推進を図ってまいります。
10	第3章 目標と具体的な取組内容 取組7 動物取扱業の適正化 オ【指標】動物取扱業者による法令遵守状況等の自主点検実施件数	監視した動物取扱業者が実施している自主点検を指標とすることに疑問。指標は、全取扱業者の遵守基準達成率がよい。	動物取扱業の法令遵守状況については、現在は県による監視により指導を行っていますが、今後の動物取扱業の適正化には、県による監視指導だけではなく、基本指針をふまえた上で、動物取扱業者自身が社会において果たすべき役割を自ら考え、自主管理を推進していく必要があると考えています。そのためにも、県では動物取扱責任者研修などの機会を捉えて、関係法令等に基づく遵守事項の周知を図るとともに、動物取扱業者が自主管理を促進するための助言等支援を行ってまいります。

	章・分類	意見等の概要	意見等に対する考え方
11	第3章 目標と具体的な取組内容 取組8 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進 オ【指標】実験動物等の役割や適正な取扱いに関し、理解を深めた人数	残忍な動物実験や産業動物の現場から目を背け、きれいごとのように誤魔化している。 ・指標は、動物実験、産業動物ともにアニマルウェルフェア「5つの自由」(①飢え、渇き及び栄養不良からの自由、②恐怖及び苦悩からの自由、③物理的、熱の不快感からの自由、④苦情、障害及び疾病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由)の達成率が良い。	実験動物、産業動物などの適正な取扱いの推進に関する県の考え方は、No.2のご意見に対する回答のとおりです。なお、アニマルウェルフェアについては、基本指針に「その考え方と諸外国等における制度とその運用実態について、文化的・社会的背景等を含めて情報収集を行い、アニマルウェルフェアや動物愛護の考え方、課題、留意点等について整理する」とあることから、今後の国の動向をふまえた施策の反映が必要と考えています。
12	全般	推進計画中間案について持読させて頂きましたが、曖昧な内容であまり実体にふみこんだものではなかった様に見受けられました。県の最終目標である殺処分0にするためには、地道に地域ボランティアのほとんどが仕事をもち合間をぬってエサやり、見守り不妊手術をしています。もちろんエサ代、猫の治療費の自己負担はもちろん不妊手術も自己負担している人もいます。地域ボランティアの増えない理由は諸々の自己負担によるものが第一の理由ではないです。第一の理由は、TNR後の見守り、エサやりであひせられる暴言、嫌がらせ等によるものです。問題点は、TNRが県の推進している事業にも関わらず県民にほとんど認知されていないことによる弊害です。県知事に動物愛護週間等に必ず新聞などのメディアを通じてTNRという事業がどのような事業なのかという説明責任を果たして頂きたいと思えます。あと地域ボランティアと管轄する保健所の担当者と月に一度くらいのミーティングを開催し地域住民との問題点を解決する場を設けたりするなど具体的な内容を盛り込んでもらえるといいと思えます。とにかく TNR の県民の認知度が低すぎるので、まず、県知事からの発信を必ずお願いしたい。	飼い主のいない猫の繁殖制限措置に関しては、迷惑を感じている近隣住民等に対しても十分な配慮をしたうえで、その取組について広く周知し、共生できる社会に向けての啓発を行う必要があると考えています。また、地域における動物愛護管理を推進していくため、県としては市町、関係団体と連携し、地域で発生した動物に起因する問題の解決に向けた助言を行うとともに、地域ボランティアの方々に対して、地域の模範となっていたり、より活発な活動を行うことができるよう支援を行ってまいります。
13	第3章 目標と具体的な取組内容 取組8 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進 オ【指標】実験動物等の役割や適正な取扱いに関し、理解を深めた人数	中間案全体の内容については、現状を踏まえた上でとてもよくできていると思えます。言葉の選定についてのみ、意見があります。災害時に関して「負傷動物」という言葉が使われていますが、外傷のみ救護と周知されてしまうため、「傷病動物」と言い換える方が適していると思えます。20ヶ所に「支援」という言葉が使われていますが、さまざまな主体との協創を推進する計画においては違和感を覚えます。「支援」の言葉を使っている物理的の検討をお願いします。	ご意見をふまえ、「傷病動物」に修正します。また、「支援」の文言については、動物愛護管理の推進に係る協創の意義と照らし合わせて、必要に応じ見直しを行います。
14	第4章 推進体制の充実	動物愛護推進員として、本計画に少しでも協力できれば幸いです。	県としましても、皆様と連携し、安全・快適に共生できる社会づくりに向けて進めていきたいと考えています。
15	第3章 目標と具体的な取組内容 取組5 周辺生活環境の保全と動物による危害防止 エ 他主体取組の役割 ①県民	【ノラ猫への餌やりによく使われる残念なフレーズ】 「恣意的な餌やりは止めましょう」 勝手な餌やりは止めましょう」 「餌やり禁止」 お腹空かした猫達にご飯をあげるという温かい優しい気持ちを自分勝手とか、身勝手だとか、思うことができない。たとえ餌のあげ方がイマイチでも、それはやり方の問題。たとえ不妊手術をしなくても、それは餌やりさんの責務じゃない。ご近所に糞尿したら、トイレを作ったり、片付けたら良い。たとえ一時でも、飢えから救ってくれた優しいボランティアさんに投げていい言葉だとは思えない。以上、●●●の●●●さんのFacebookよりの抜粋です。確かに、餌をばら撒き、周辺住宅が糞尿に迷惑していても掃除もせず、非常識な餌やりはいます。それは、その人の自己責任だけでしょうか。暴言を吐かれ、危険にさらされることがあっても、必死に頭を下げ、動物を守ろうとしているボランティア達は日々奮闘しています。良し悪しではなく、ボランティアは、ただただ、可哀想な命に優しい心で接しているだけです。野良猫が増えたのは、餌やりのせいだけではありません。なぜ、ボランティアは身を削りTNRをしているか、初めの一頭を手術すれば済むことなのに、それを怠る飼い主がいることで、繁殖し、産まれる命にきりが無いのです。飼えないのに手術もせず産まれた命を捨てる人間がいるからです。遺棄は犯罪だと愛護法で謳っています。厳しい罰則があるのに、それも周知されていない。 事情があり飼えなくなった飼い主の受け皿もない。手術と共に、行政が担ってくれたら、確実に野良猫は減るでしょう。それは、殺処分を無くすことに繋がります。 「不適切な餌やり行為防止」では、餌やり禁止と捉えられがちです。それは、不妊手術の妨げにもなります。手術後に餌をやれないと勘違いされるのです。「適切な餌やり行為の指導」としていただきたいです。行政ならば、毅然とした態度で、不妊去勢手術を徹底して指導し、適切な餌やり行為の指導をするべきです。適切な餌やりボランティアがいるにもかかわらず、不適切な餌やりや住民とのトラブルがある場合には、ボランティア＝悪ではないことを示していただき、双方を行政が指導していただきたいです。動物が餓えや渇きに苦しむことのないよう、また、虐待などの被害に遭わない様、守っていただきたいと思えます	飼い主のいない猫の減少に向けた取り組みに関する県の考え方は、No.12のご意見に対する回答のとおりです。

	章・分類	意見等の概要	意見等に対する考え方
16	第2章 三重県の現状 取組2 適正飼養の推進 イ 残された課題	ミルク猫の適切な管理ができないから殺処分？ 地域ボランティアを個人も含めて、もっと連携し、1匹でも助ける協力関係にしてほしいです。 また、動物のために何かしたいけど何ができるのかわからない県民も多くいます。そういった県民へ預かりボランティア、ミルクボランティアなどの周知、委託できる体制作り。 警察とも連携し、遺棄の減少へ向けた行政としての取り組み。	哺乳等適切な管理が必要な猫に対するボランティア等との連携や遺棄・虐待に対する警察や獣医師会との連携は重要と考えており、第3次計画の策定後の具体的取組を進めるにあたっての参考とさせていただきます。
17	第2章 三重県の現状 取組1 動物愛護管理の普及啓発 イ 残された課題	動物愛護啓発は子供も大切ですが、大人を中心に子供を抱えこむ啓発が重要と考えます。また、啓発は、あすまいるが拠点ではなく、各自治体で取り組む必要があります。愛護教室などのイベントも、あすまいるが、企画をし、自治体でボランティアとともに個人も譲渡する側として参加できる譲渡会なども交えた総合的な形式も多くの人に参加してもらえらると思います。いきなり県内広域でやろうとせず狭い範囲である自治体での繰り返し周知、啓発→あすまいるへ導くほうが、啓発も進み、あすまいるの周知にもなると考えます。 ホームページや来館も、現状では意識のある人のみしか気にしていません。そんななかでホームページやあすまいるのみで啓発を強化したところで県民へ普及はしません。まずは、自治体でボランティアと協力の上、啓発、普及の活動が先決です。また県内の自治体や保健所の対応にバラつきがあることも問題だと思います。 上記①でも述べたが、動物愛護に関心ある市民が多くいます。そういった方々とボランティアのマッチングや交流の場(※現在はコロナ問題があります)があり、一人でも多くの人へ動物愛護へ関心を持ち自分にできることを取り組んでいけるようにしたいです。ボランティアを自治体で把握し連携できていれば職員の手が足りない場合も動物たちのために協力してもらえます。 あと路上などで亡くなっている動物をみかけたら埋葬、火葬で供養してもらるか、役所へ連絡して供養してもらうことなどの周知。	①動物愛護管理の普及啓発については、引き続き「あすまいる」を拠点として実施し、より効果的な啓発するため、さまざまな主体との連携していく必要があると考えています。具体的な取組については、新型コロナウイルス感染症の発生により求められている「新しい生活様式」もふまえて検討させていただきます。 ②路上で死亡している動物の取扱いに関しては、お問い合わせがあった場合にその都度担当部局へのご案内しています。
18	第2章 三重県の現状 取組3 動物による危害や迷惑問題の防止 ア 取組概要と成果	飼い主のいない猫の事案が再発しないよう現地確認をし、指導、助言？現地確認のみや、それらは餌やりさんへ押し付けや委縮させるような対応になっていませんか？ 共生という主旨をまずは周知させなければいけない。駆除目的の問い合わせや持ち込み(引き取り)を含めた飼い主のいない猫であっても愛護動物であり、引き取りが許されません。現状は全ての保健所ではないと思いますが、飼い主のいない猫なら持ち込まれたら受けてるよう。これは駆除でしかなく共生とは正反対であるため、即、改善して下さい。 飼い主のいない猫による迷惑行為→これらは猫の生態、習性によるものであり自然現象に等しいため、管理することはできない。	飼い主のいない猫の減少に向けた取り組みに関する県の考え方は、No.12のご意見に対する回答のとおりです。また、法に定める「引取り」については、引き続き法令を遵守するとともに、本計画の各取組を着実に推進し、犬又は猫の引取数の減少をめざしてまいります。 なお、猫の迷惑行為に関する県の考え方は、No.8のご意見に対する回答のとおりです。

	章・分類	意見等の概要	意見等に対する考え方
19	<p>第2章 三重県の現状 取組3 動物による危害や迷惑問題の防止 イ 残された課題</p>	<p>飼い主のいない猫トラブルは地域問題という認識をまずは職員の方々が理解してください。猫を不憫に思う人、猫嫌いな人だけの問題ではありません。その地域全体(住民も行政も)で、取り組む必要があります。TNRだけでは数年で元に戻ります。住民も行政も含めた地域でTNR後のマネジメントを継続的に地域全体で取り組み共生していくことが大切です。TNR後を全て餌やりさんへ押し付けるかのような内容のTNR事業の後にチラシが回覧で配られているようですが、これでは猫の糞尿が餌やりさんの責任になりかねません。ご近所で糞尿をすれば無責任と咎められることになることが明白。これでは地域の理解も協力も得られなくなります。人と猫との共生のための事業のはずなのに、誤解、トラブルを招く結果になりそうです。そういった理由からこのチラシの使用は直ちに中止すべきです。三重県はよく「あすまいるを拠点とし」と言っておられますが、あすまいるだけを拠点とせず自治体の地域の小さい規模から全体として問題意識をもつ必要があると思います。あすまいるを拠点にして、それが地域まで届いていなければ県民市民には県がどのような取り組みをしているのか届いてません。一斉TNR事業においても詳細な取り組みを説明したポスターや配布チラシを多くの人の目に止まるとこへ設置。積極的な情報発信がされていない。</p> <p>また、グラウンドファンディングやふるさと納税の収支報告、支出においては「金額と内容」を全体公開すべき。「金額と内容」がわからない不透明な使い方は県への不信任になる。</p> <p>地域住民を中心に行政、ボランティアが連携のもとTNRをし、その後のマネジメントを入れた環境省も推奨する「地域猫活動」を取り組み、地域で継続していくことが最善の再発防止策であり、餌やりさんに全てを押し付けることではない。餌やりマナーの指導は必要だが、餌やり禁止では何も解決しなければ給餌は愛護法で認められたものであり、それを止めることはネグレクト(虐待)にもなりえます。TNRに加え、地域ぐるみで地域猫活動を行えば、話し合いにより決められた餌やりマナーに基づいた給餌によりゴミ漁りなどのトラブルもなくなります。次に啓発普及不足。まずは保健所、役所の職員、議員などの完全なる普及。次に県民市民から相談があつてからの啓発ではなく、もっと身近な形での繰り返し啓発。</p> <p>TNR、地域猫活動ともに飼い主のいない猫の避妊去勢手術へのハードルの高さ。県内には協力病院も少ないため県民もなかなか取り組みに足踏みしている。そのために一斉TNRがあるのかもしれないが、自治会単位でないと支援がうけられない。個人からの申し出の支援がない。個人が悩んでいても今の時代、自治会内での付き合いなど皆無に等しいくらい。自治会単位での支援なら、役所や保健所が間に入って自治会で取り組めるよう働きかける必要がある。ボランティアと連携できていれば不可能な話ではない。次に県内でその目標頭数を分ければ自分のとこにいる数すべてに割り当てられないことも。また数ヶ月に一度という間に出産してしまう。</p> <p>また捕獲も手術日に合わせた目標頭数確保が優先され、何日も前から捕獲。保健所は捕獲器貸し出しのみのため、捕獲も住民のみで行うため、捕獲期間が長期になっていたり周知チラシも住民任せ。中には1週間も前から捕獲、テリトリー外でリリースするという内容がありました。保健所は確認すらしないのか。捕獲器の管理もきちんとしてとされないケースも。一晩中おきっぱしや缶詰をフタが残ったまま開けて仕掛けられていたり。搬送日までの管理する場所探し、お世話も住民任せ。人慣れしていない猫のお世話など住民がうまくできるわけもなければ、捕獲されている期間の不安、ストレスを猫に長時間かけることにもなる。これにより水や食事も我慢、排泄も我慢になり体調を崩して命に関わる危険性も。手術日に捕獲された自治会から保健所を経由して、県内から「あすまいる」に移動するわけだが出発地によっては移動も長時間となり搬送も更なるストレスに。リリースに関しても全てではないようだが、多くは職員の立ち会いもなく住民任せ。そのため捕獲された場所とは違う場所にリリースされてしまうケースも。これはテリトリー外への遺棄でしかない。ボランティアも自分たちで探して協力してもらえ。行政は費用負担のみでしかない。そこで改善策として行政の飼い主のいない猫への関わり方を現在のクラウドファンディング費用、ふるさと納税費用に加えて市町村の予算も取り入れて随時、手術が低額でやれるような仕組みのほうが県民も取り組みやすく猫への負担も短時間で済み周知も広まると思う。実際、県内で飼い主のいない猫への手術費用に予算を用いている自治体もあります。人工ロボットなどの購入に使うより動物たちのために使ってほしい。迅速に対応できる体制→行政機関同士の縦割り事業の改善および連携。役所と保健所などはどれだけ情報共有、連携がされているのか、議員はその取り組みを理解しているのか。自治体としての取り組みをつくるためにも自治体はボランティアの数を把握しているのか？協力関係ができていないのか？</p>	<p>①飼い主のいない猫の減少に向けた取組については、誤解、トラブルを防止するため、行政、地元自治会、付近住民、地域ボランティア等の相互理解や適切な役割分担に加え、地域の実情に応じた対応が必要であると考えています。②クラウドファンディング及びふるさと納税寄附金に関しては、寄付者の皆様に「三重県 動物愛護の推進 Activity Report」として、その収支について報告をしています。③飼い主のいない猫の繁殖制限に関する具体的な方法については、事業に協力していただいている関係団体等の皆様の意見を参考に見直しの検討を行ってまいります。</p>
20	<p>第2章 三重県の現状 取組3 動物による危害や迷惑問題の防止 イ 残された課題(多頭飼育問題)</p>	<p>民生委員、郵便、宅配事業などと協力し、情報提供協力の要請</p>	<p>多頭飼育問題等に関して、引き続き各市町、関係団体、民生委員等と連携しながら、解決方法を検討していきます。</p>

	章・分類	意見等の概要	意見等に対する考え方
21	第2章 三重県の現状 取組5 地域社会における動物愛護 管理の推進と人材育成 イ 残された課題	まず、愛護推進員はだれが対象で、誰がどこで活動されているのか、どこへ相談、連絡をしたらいいのかわからない。広範かつ多岐にわたること各自治体で住民からの相談などにも対応できるようボランティアと連携し、推進員と同じように活躍してもらえる仕組み。また、市民からも動物愛護に関心があり、自治体で活動できる愛護推進員を目指す人を募り地域で動物愛護を活性化を目指す。HPよりも紙媒体よりも口コミが一番周知されやすい。そのツールとしてチラシを有効活用できる。愛護心のある市民を巻き込み市町での積極的な取り組みが口コミへと繋がり周知になる。	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、県が委嘱した動物愛護推進員の皆様には、これまでの動物に関するトラブルへの対応や動物愛護イベントへの参加に加え、「あすまいる」開所後は飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等の支援などの活動を担っていただいています。また、犬・猫の譲渡に関しては譲渡ボランティア団体との連携を、「あすまいる」でもボランティアを募集し、犬・猫のお世話や、譲渡犬のトレーニングなどの活動を担っていただいています。更に、県が行う動物愛護管理の取組に、寄附をしていただくなど、間接的にご協力をさせていただいている方も多数いらっしゃいます。このように、動物愛護管理に関する活動は広範かつ多岐にわたっていますが、地域に密着した活動をより一層充実させていくため、いただいたご意見は施策の参考とさせていただきます。
22	第2章 三重県の現状 (8)災害時対策	動物同伴の可能な避難場所の開設、事前に告示。 動物を飼っている家庭がどのように災害時を考えているのか、置き去りなどあってはならない。災害時の動物との行動についてのアナウンス。 被災地以外の自治体や民間団体と連携した広域的な協力体制の整備を図るとともに、被災動物の救護活動等を行うボランティアの育成をめざす取組(共助)を推進していく必要があります。一近県の動物愛護の取り組みなども参考にされたり、対応を足並み揃えてると災害時も混乱なく助けてもらえるのではないのでしょうか？	ペットの災害時対策については、「あすまいる」を開所するなど、これまで「公助」の取組の充実を図ってきましたが、ペットの飼い主が、平常時から備えるべき対策(自助)について普及啓発を充実させる取組を行うとともに、被災地以外の自治体や民間団体と連携した広域的な協力体制の整備を図るとともに、被災動物の救護活動等を行うボランティアの育成をめざす取組(共助)の推進をめざしてまいります。
23	第3章 目標と具体的な取組内容 取組1 適正飼養の推進による動物 の健康及び安全の確保並びに返還・ 譲渡の推進 イ 現状と課題	現段階で飼い主のいない猫を駆除目的で持ち込み、保健所は飼い主のいない猫だからと引き取りしている保健所がある。 殺処分減少ではなく廃止にすべき。その分を負傷している場合の治療、譲渡、啓発へ特化。警察とも連携し、遺棄や虐待に対する対応の向上、対策。	①引取りに関する県の考え方はNo.18のご意見に対する回答のとおりです。②愛護動物の遺棄・虐待に対しては、獣医師会や警察との連携により、的確な対応を対応できる体制の構築をめざしてまいります。
24	第3章 目標と具体的な取組内容 取組1 適正飼養の推進による動物 の健康及び安全の確保並びに返還・ 譲渡の推進ウ 県の取組-①適正飼 養の推進	適正飼育の推進と譲渡の推進について。 ・飼ってからだけでなく、飼う前からの終生飼育の啓発 ・逸走防止や万が一、逸走した場合の対応の啓発 あすまいる出張譲渡会を拝見させてもらってるが、啓発は、置いてあるのかわからないようなチラシがあるだけ。一少なくとも動物が好き、動物愛護に関心のある人たちがくるのだから積極的に啓発、周知を行うチャンスのはず。そういう場所こそ大々的な啓発が効果的と思える。	①飼う前の啓発や逸走防止の啓発については、既に実施していますが、より効果的な普及啓発をめざしてまいります。②動物愛護管理に関する普及啓発については、さまざまな機会を通じて行っていくべきと考えていますので、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
25	第3章 目標と具体的な取組内容 取組1 適正飼養の推進による動物 の健康及び安全の確保並びに返還・ 譲渡の推進 ウ 県の取組 ③犬・猫の譲渡の取組	譲渡は先着順、当日渡し譲渡会に参加している動物たちはバーゲンセールの商品ですか？その子たちにとっては一生の家が決まる大切な場所。なぜ希望者の中から最良と思われし家を選考しない？その家を見て適正なのかを見極めてからトライアルを経て譲渡にしない？先着順にすれば開催時刻に集中するのは明白。その場で譲渡に適正なのかという判断は危険。後追い観察はきちんと譲渡先の家まで行き、確認が継続してされているのか。 以前、目を疑ったのが高齢者の希望者が猫を希望して、「前にもおったけど、どっか行ってまってなあ、ガハハハ」と話してる人に「じゃあ譲渡説明しますねー。」と疑問も抱かず淡々と進める職員。高齢者に譲渡する場合は適正飼育ができるのかの判断もより慎重でなければいけない。さらに、死去された場合、後継者となる家族などの飼育者の同意が必要です。適正飼育を推進していくなら先着順、当日渡しはあり得ない内容。参加している動物たちのストレスや体調異変に気付ける職員がいないこと以前、ストレスと時季的なものによる結石が疑われる何度もトイレに行くが出ていない子がいました。譲渡会参加までは症状なかったのか、動物たちのストレスに配慮されているのかと疑問がある。その様子を指摘すれば、「もう飼い主決まってるからお迎えくるから」と引き継ぎもせず譲渡されていきました。他にも、猫エイズキャリアの子が決まらずにいた。気にかけてくれる来場者もいるが、必ず発症するわけではない、発症せず寿命をまっとうする命も多くいるなどのプラスとなる情報などを伝えていくとしていない。これらの知識のない目配りができない職員を会場へ置くべきではない。どのような譲渡説明がされているのかわからないが、民間の譲渡主催団体とも連携、協力し内容を改めてほしい。	犬・猫の譲渡に関して、譲渡される犬・猫の健康及び安全を確保するとともに、適正な飼養管理ができる飼い主に譲渡する必要があると考えますので、現行の譲渡方法を適宜、見直し進めてまいります。

	章・分類	意見等の概要	意見等に対する考え方
26	第3章 目標と具体的な取組内容 取組1 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進 ウ県の取組 ②返還向上の取組	収容情報。保健所に収容された子すべてを随時、公開する。首輪などをしていなければ飼い主がいなければいいわけではない。 情報公開もなく譲渡などできるわけもない。また、保健所収容の段階で公開し、譲渡できるように改善。殺処分される保健所から、命を繋げる保健所のイメージに変わるように。	No.3のご意見に対する回答のとおりです。
27	第3章 目標と具体的な取組内容 取組1 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進 ウ県の取組 ④収容動物の適正管理ほか	ボランティアが引き出しを希望しても拒否している保健所がある。譲渡推進したいならなぜ拒否する？ボランティアへ丸投げ押し付けでなく互いに協力できる体制。保健所に収容される様子を見たいと言えば今日は無理と拒否。都合の悪いことでもあるのだろうか。収容された子たちを随時、だれでも見ることができるよう。収容情報などもボランティアと連携すれば、ボランティア側の情報発信など更に譲渡にも繋がりがやすくなる。収容期間は期間限定ではなく終生とした上での引き取り。体調不良、負傷動物へは最善を尽くす医療。情報発信が、あすまいるでは不足、弱い。各自治体で様々な情報発信や商業施設など人の集まる場所への協力要請し、譲渡拡大。 県民、愛護推進員、団体、機関、市町の取組主体の役割→関係機関と市町は縦割り仕事になることなく連携できており情報共有がなされている体制。 ・飼い主のいない猫のTNRにおける協力病院の提携により随時個人で1匹からでもTNR支援ができる体制。愛護推進員の拡大と協力ボランティア(団体、個人含めた)の差別化をしない。個人を含めた地域ボランティアの呼びかけ、愛護に関心のある市民への協力。 ・上記の体制のもと県民、市民、企業へ動物愛護啓発、地域猫活動推進。 やむを得ず殺処分される命はない。数のカウントについても行政の都合のいい分類されたカウント数、方法ではなく、人の手で命を奪った時点でいかなる理由でも殺処分であり分ける必要もなく一律のカウントする必要がある。	①第3次計画(中間案)に掲げる犬・猫の殺処分の分類については、国の基本指針に基づくものですが、攻撃性がある等譲渡することが適切ではない個体や引取り後に死亡した個体の数も減らしていくため、ボランティア等と連携していくとともに、哺乳等適切な管理が必要な猫に対しても取組をすすめてまいります。②収容期間に関しては、No3のご意見に対する回答のとおりです。また飼い主のいない猫の減少に向けた取組に関しては、No19のご意見に対する回答のとおりです。③連携体制に関しては、県だけでの取組だけではなく、さまざまな主体との協創により実現させていく必要があると考えておりますので、そのためにも「あすまいる」を拠点とした推進体制の充実をめざしてまいります。
28	第3章 目標と具体的な取組内容 取組3 地域における動物愛護管理の推進と人材育成	愛護推進員、ボランティア、愛護関心住民の育成は県単位ではなく市町単位で取り組む。行政はコーディネーターの役割も担う。	動物の愛護及び管理に関する法律は県の所管であるため、現時点では市町単位での取組は困難であると考えますが、県としましては動物愛護推進員や関係団体がより活発な活動できるよう、適切なコーディネートができるよう努めてまいります。
29	第3章 目標と具体的な取組内容 取組4 動物愛護管理の普及啓発 イ 現状と課題、ウ 県の取組(動物愛護週間行事の充実)	今後は、「あすまいる」を拠点とした教育活動や広報活動等をより一層充実させていくとともに、さまざまな主体の意見を取り入れ、発展性をもった普及啓発を実施する必要がありますと、ありますが、まずは市町で取り組むことからだと思います。情報発信元を「あすまいる」とし、市町単位からあすまいるの認知度を上げ、あすまいるは来館者を増やすためにも周辺交通網なども見直す必要があると思います。(例、駅からシャトルバス運行など。)動物愛護週間行事の充実:これも市町を軸にしてボランティアなどと企画を考案し、大々的な行事にて取り組みをし、広報誌へもページ数を使って動物愛護について掲載。職員のみでは行事、広報誌ともに規模が小さくなりがちなのでボランティアなどが必ず参加。	住民とより密接な市町による普及啓発はより効果的であると考えています。また、行政からの一方的な情報発信だけではなく、地域ボランティア等との連携による普及啓発も効果的であることから、県だけでの取組だけではなく、さまざまな主体との連携による普及啓発をより一層進めてまいります。
30	第3章 目標と具体的な取組内容 取組5 周辺生活環境の保全と動物による危害防止 イ 現状と課題、ウ 県の取組(②飼い主のいない猫による迷惑防止)、オ【指標】飼い主のいない猫の減少に向けた取組の支援応答率	①現状と課題について これらの動物による危害や迷惑問題は、地域住民の間で感情的対立となることもあるため、合意形成をふまえたルールづくり→行政がコーディネーター役となり、対立意見を話し合い、ともに歩み寄るような妥協点をつくりそれを元にルール作りが必要。 特に、飼い主のいない猫による迷惑行為等に関し、引取りによらない方法による問題解決をめざすため、地域住民の理解の下に繁殖制限の支援を行っていますが、この取組を継続し、飼い主のいない猫を減少させていく必要があります。→そのためにも環境省も推進している地域猫活動を推進しないのか。その理由が述べられていない。 現状の全て 住民任せの取り組みでは改善することはない。 ②飼い主のいない猫による迷惑の防止 地域住民の理解の下に、飼い主のいない猫を減少させる取組を支援するとともに、その取組について理解を深める啓発を行います。→迷惑行為ではなく習性による自然現象であり管理はできないことの周知、各自治体にて個人1匹からでも随時、避妊去勢の支援がされる体制が早急。 給餌・給水、排せつ物の処理などを適正に行い、周辺の生活環境に配慮した管理に努めます→これらは餌やりさんのみに押し付けるような誤解があってはならない。地域ぐるみで行うものであることも啓発が重要。 ③【指標】飼い主のいない猫の減少に向けた取組の支援応答率→現状は相談しても三重県の一斉TNRの進めかたは捕獲器の貸し出しのみで地域住民での取り組みにハードルがある。	No19のご意見に対する回答のとおりです。

	章・分類	意見等の概要	意見等に対する考え方
31	第3章 具体的な取組内容 取組7 動物取扱業の適正化	・悪徳繁殖屋の監視、撲滅。繁殖屋による劣悪な環境で飼育、遺棄、多頭飼育崩壊も全国的かなり増加している。このような事業は自主的な管理は不可能。抜き打ちで調査などもして動物たちのおかれる環境改善。動物を取扱うという意味では保健所収容の子も同じはず。県は各保健所任せにしているのではないかと思う。収容環境、医療など、こちらにおいても外部委託も含めて抜き打ち調査が必要なのではないか。	No10のご意見に対する回答のとおりです。
32	第3章 具体的な取組内容 取組8 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進	多くの企業が動物実験を廃止の方向を向いている。県としても廃止の推進をしていくべき。	基本指針においても、生命科学の進展、医療技術等の開発等のため動物を科学上の利用に供することは必要不可欠なものとありますが、県としましては、実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」(代替法の活用:Replacement、使用数の削減:Reduction、苦痛の軽減:Refinement)をふまえた、実験動物の適正な取扱いについて周知をまいります。
33	第4章 推進体制の充実等 1 推進体制の充実 (2)今後の取組	ア. 基本理念の実現に向け、「あすまいる」を拠点として、さまざまな主体の自主的な活動の輪を広げるあすまいるを軸するにしても、各自治体行政は様々な提案をしても「県が～」と、逃げるだけで取り組もうとしない。自治体でやれることは積極的に取り組んでいけるよう職員への改革。各自治体職員への勉強会などの実施。 イ 三重県動物愛護管理推進協議会の活性化 意見交換はボランティアなども行うべき。ボランティアは市民からの相談も多く行政ができない活動もしている。そのボランティアが活動しやすく改善するのも県、市町の役割。その意見を聞く場が必要。	①動物愛護管理行政の推進には、県が主要な役割を担うべきと考えますが、動物の愛護管理の普及啓発、地域住民に対する直接的な助言等では市町において一定の役割が期待される場合もあることから、県(保健所も含む。)は、市町の職員を対象とした会議や研修会を開催していますが、引き続きこの取組を充実してまいります。 ②本県としましては、ボランティア活動を活性化させるため、さまざまな意見を集約する必要がありますと考えています。また、三重県動物愛護管理推進協議会は、動物愛護推進員の委嘱や、その活動の支援等について協議する場ですが、ボランティアとの意見交換の結果等をこの協議会にフィードバックし、必要に応じて県の施策に反映していきます。